

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 9 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

車椅子使用者用の自動車駐車施設に係る基準を改め、併せて所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車の用に供する部分の規模等)</p> <p>第7条 第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設(次条第1項の規定により設置する駐車施設を含む。)の駐車の用に供する部分及び車路に係る基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が無効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、適用しない。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>	<p>(駐車の用に供する部分の規模等)</p> <p>第7条 第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設(次条第1項の規定により設置する駐車施設を含む。)は、<u>駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。</u></p> <p>2 <u>車椅子利用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる自動車駐車施設をいう。)は、建築物の出入口(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室がある特定用途の建築物である場合にあっては、当該居室)までの経路ができるだけ短くなる位置に設置しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、駐車施設の駐車の用に供する部分及び車路は、別表第3に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>4 前3項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が無効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、適用しない。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後にする届出(那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条前段の規定による届出をいう。以下同じ。)に係る建築物の新築等(新築、増築又は修繕若しくは模様替をいう。以下同じ。)又は施行日前にした届出に係る建築物の新築等であって、施行日から起算して6月を経過する日後に工事が着手されるものについて適用し、施行日前にした届出に係る建築物の新築等であって、かつ、施行日から起算して6月を経過する日までに工事が着手されるものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

[略]			
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積	特定用途に供する部分の床面積	
[略]			
(エ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

[略]			
(イ)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と、共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積	
[略]			
(エ)	百貨店その他の店舗	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)	共同住宅及び非特定用途
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

[略]			
-----	--	--	--

(ウ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	特定用途
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

[略]			
(ウ)	百貨店その他の店舗	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)	特定用途(共同住宅を除く。)
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車の用に供する部分	種類		1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合
	自動車	①小型乗用車用		幅2.3メートル以上、奥行5.0メートル以上
②普通乗用車用			[略]	30パーセント以上
③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)				各建築物に1台以上とし、台数は②の台数に含まれるものとする。
[略]				

備考 駐車施設は、駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

[改正後 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車の用に供する部分	種類		1台ごとの区分の大きさ	1台ごとの区分の数
	自動車	小型		幅2.3メートル以上2.5メートル未満、奥行5.0メートル以上6.0メートル未満
普通			[略]	車椅子使用者用の1台ごとの区分の数と合わせて、附置義務台数に100分の30を乗じて得た数以上とすること。
車椅子使用者用				附置義務台数が200以下の特定用途(共同住宅を除く。以下同

			<u>じ。)の建築物の場合は、附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とすること。</u> <u>附置義務台数が200を超える特定用途の建築物の場合は、附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</u>
		[略]	
[略]			

備考 この表において「附置義務台数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数とする。

- (1) 建築物の新築の場合 第4条及び第5条の2の規定により附置しなければならない自動車駐車施設の台数
- (2) 建築物の増築の場合 第4条の4第1項第1号に規定する自動車駐車施設の台数
- (3) 建築物の用途変更の場合 第5条第1号に規定する駐車施設の台数